

従業員給料・専従者給与の1年間の報告が必要です！！

給与年末調整事務指導会のご案内

税務署から年末調整の封筒が届きましたか？ 計算方法や記入の仕方について、下記日程で指導会を行いますのでご出席ください。

※当期間以外の年末調整の指導は行いません。

(他の皆様のご迷惑になりますので、ご注意ください。)

◆場所 松山商工会議所 5階 大ホール (お車での来所はご遠慮ください)

◆指導会日時 令和2年1月

1/8	1/9	1/10	1/14	1/15	1/16	1/17
(水)	(木)	(金)	(火)	(水)	(木)	(金)

午前9:00~11:30 午後1:00~4:00

上記時間内でご都合のよい時にお越しください(予約不要)

◆納期限 令和2年1月20日(月)

年末調整により計算された税額を1月20日(月)までに納税してください。

◆主催 松山商工会議所・愛媛中小企業指導センター

TEL:089-941-7711 FAX:089-947-4251

※市役所へ提出する「給与支払報告書」にはマイナンバーの記載が必要ですよ！！(従業員・扶養家族分も必要です)

※マイナンバーの取り扱いには十分注意してください。

◆持参物

- 事業主、専従者、従業員とその扶養家族のマイナンバーがわかるもの
- 電子証明書付「マイナンバーカード」
電子申告用暗証番号記入用紙・・・カードと一緒にご持参ください
- 税務署から郵送された年末調整の資料
- 源泉所得税の納付書 ※住所・名前が印字されたもの
令和元年上期(1~6月)分 …7月に納付した控
- 給与支払報告書・・・税務署からの封筒に入っています(3枚目が源泉徴収票)
- 法定調書合計表・・・税務署からの封筒に入っています
- 給与支払報告書総括表・・・松山市より届きます。指導会に必ずご持参ください
- 給与所得に対する所得税源泉徴収簿(一人別徴収簿)・・・記入して持参してください。
※中途採用者で前職がある場合は源泉徴収票が必要です
- 扶養控除等申告書・・・従業員の扶養親族の氏名・生年月日・マイナンバー
- 保険料等の控除証明書・・・証明書が必要です
- 印鑑 ○前年の年末調整控えも持参ください

駐車場有料化のお知らせ

松山商工会館(大手町2-5-7)に併設されている駐車場は、(株)伊予銀行松山駅前支店が所有しており、これまで無償で使用させていただいておりましたが、平成29年3月16日(木)より有料化されております。松山商工会館をご利用の際は公共の交通機関をご利用ください。

注意事項！！

- ◆従業員・専従者を雇用している方は、従業員やその扶養家族のマイナンバーの提供を受ける必要があります！年末調整時までに準備しましょう！
- ◆すでに年末調整を済まされた方、給与の支払いのない方は出席には及びません。
- ◆源泉徴収簿の保管を習慣づけましょう。
- ◆記帳指導員が訪問している事業所は、12月に別途郵送のご案内ハガキをご確認の上、担当指導員にご相談ください。

ポイント① 扶養控除の確認

所得税の令和元年年分扶養控除額	
扶養親族の年齢	扶養控除額
年少扶養親族（16歳未満）	0円
特定扶養親族 ～高校生相当～（16歳以上19歳未満）	38万円
特定扶養親族 ～大学生相当～（19歳以上23歳未満）	63万円
一般の扶養親族（23歳以上70歳未満）	38万円
老人扶養親族（70歳以上の同居老親等を除く）	48万円
老人扶養親族（70歳以上の同居老親等）	58万円

ポイント② 配偶者控除・配偶者特別控除の確認

配偶者の年間所得が38万円以下の場合「配偶者控除」が受けられます。

また、配偶者の年間所得が38万円超～123万円以下の場合「配偶者特別控除」が受けられます。（事業主の所得により控除額に変動あり）

※配偶者特別控除は段階的に控除があるので、該当する方は指導員にご相談ください。

ポイント③ 年調年税額は復興特別所得税2.1%が上乗せになります

ポイント④ 個人住民税は給料から天引き（特別徴収）されます！

ポイント⑤ 年末調整の流れ

1	給与年間支給額の集計（源泉徴収簿）	※中途採用者は前職分も合計
2	社会保険・生命保険・地震保険控除等の計算	※証明書必要
3	配偶者控除・扶養控除計算	※前年と変更ないですか
4	年末調整の計算（還付・不足金精算）	
5	納付書作成・納税	※納付書持参
6	源泉徴収票の作成	※従業員の住所・生年月日・マイナンバー
7	市役所へ給与支払い報告書の提出	
8	法定調書合計表作成・税務署へ提出	